

市・府民税、所得税・復興特別所得税の申告はお早めに

①市・府民税の申告 ※区役所臨時窓口を開設
2月1日(木)～3月15日(木) (土・日・振替休日を除く)

区役所臨時窓口を開設

●申告場所 / 市税事務所・区役所臨時窓口
●対象 / 市内在住(平成30年1月1日現在)で、平成29年中の所得金額が市・府民税の基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額の合計額を超える方。
※所得税の確定申告をした方、給与所得だけで、勤務先から給与支払報告書が提出されている方は、通常、申告不要。前年に申告された方に1月末頃に申告書用紙を送付。

平成30年度(確定申告は平成29年分)の変更点
市・府民税(所得割)の税率について(現行 市民税6%、府民税4%)

〈市民税8%：府民税2%に〉
政令指定都市に限り、市民税8%、府民税2%となります。

確定申告および市・府民税申告に係る変更点

〈医療費控除に「医療費の領収書」の添付が不要になりました〉
平成30年度分から医療費控除の申告に「医療費の領収書」が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。また、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」等を添付すると医療費の明細の記入を省略できる場合があります。
※「医療費控除の明細書」用紙は、市または国税庁のホームページからダウンロード可。市税事務所や区役所でも配布。
※「医療費控除の明細書」の内容について調査

を行うことがあります。「医療費の領収書」は5年間保管しておいてください。
※平成31年支払分まで領収書の添付または提示でも可。(経過措置)

〈セルフメディケーション(自主服薬)推進のための医療費控除の特例の創設(平成29年1月1日以降購入分)〉

特定一般用医薬品(スイッチOTC薬)の購入費用が年間1.2万円を超えた場合、一定の条件の下、その購入費用(年間10万円を限度)のうち1.2万円を超える額を所得から控除。
※現行の医療費控除との併用はできません。購入に係る明細書のほか、健康診断等を受診したことを明らかにする書類が必要になります。

平成31年度以降(確定申告は平成30年分)の変更点
〈配偶者控除・配偶者特別控除が変わります〉

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が引き上げられ、合計所得金額900万円(給与収入1,120万円)超の納税義務者に係る配偶者控除および配偶者特別控除の額が納税義務者の合計所得金額に応じて減少または無くなる仕組みとなります。

●問い合わせ先 / 市税事務所市民税第2担当 (☎746-5837)

②所得税・復興特別所得税の確定申告
2月16日(金)～3月15日(木)

●対象 / ①事業所得や不動産所得等から算出される所得税額がある方

②給与所得金額以外の金額が20万円を超える方や給与収入が2,000万円を超える方等
※公的年金等の収入金額が400万円以下で、その他の所得金額(給与所得など)が20万円以下の方は所得税の確定申告は不要です。
※①給与支払者や公的年金等支払者へ届け出をされている以外に、社会保険料、生命保険料等の所得控除がある方、②多額の医療費を支払った方、③住宅ローンの融資を受けて住宅を取得した方は、確定申告書を提出すると、源泉徴収された税金が還付されることがあります。
☆給与所得者や公的年金受給者の還付申告等、簡易な確定申告書は、市税事務所および区役所の臨時窓口でも受け付けます。

【東山税務署申告書作成会場】

東山税務署庁舎は提出のみ

会場	開設日	開設時間
大阪国税局京都分室2階 (東山税務署西隣)	2月16日(金)～3月15日(木) (土・日除く)	午前9時～午後4時

【年金受給者のための申告書作成会場】

事業・譲渡所得、消費税等の相談不可

会場	開設日	相談受付時間
東部文化会館 第1・第2会議室	2月7日(水)～9日(金)	午前9時30分～正午 午後1時～午後4時

※会場が大変混雑するため、今年から年金受給者の方のみを対象とさせていただきます。
(開館：午前8時30分～ / 受付：午前9時～午後3時)
※当日分の整理券(200枚程度)を受付にて1人1枚配付

(1)【申告書作成合同会場】

所得税(譲渡所得除く)、個人事業者の消費税の相談

(2)【広域申告センター】

所得税、消費税、贈与税の相談

会場	開設日	相談受付時間
京都府中小企業会館 2階大ホール (受付：8階) (西大路五条下る東側)	(1)2月5日(月)～15日(木) (土・日・振替休日除く)	午前9時30分～午後3時
	(2)2月18日(日)・25日(日)	午前9時～午後4時

※いずれの会場も混雑状況により受付を早めに締め切ることがあります。

確定申告にはインターネットを利用して申告・申請・届出などができる国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」、自動的に納付できる「振替納税」が便利です。
マイナンバーカードとICカードリーダーライターをご用意いただければ、e-Tax(電子申告)を利用して申告書が提出できます。
※詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

●問い合わせ先 / 東山税務署 (☎561-1131)

市チャンピオン大会 (女子バレーボール)

11月26日、市チャンピオン大会がハンナリーズアリーナで開催されました。山科区からは、「山科区民チャンピオン大会」で優勝した山階南チーム、準優勝した百々チームが出場しました。

梅津(右京区)と対戦した百々チームは、息詰まるシーソーゲームを展開し、会場を大いに盛り上げましたが惜しくも破れませんでした。

昨年度、同大会で3位に終わり雪辱に燃える山階南チームは、危なげなく勝ち進み、決勝戦で待鳳(北区)と対戦。最終セットまでもつれる大接戦の末に、破れたものの、準優勝の好成績をおさめました。

山科区代表の山階南チームが準優勝!!



●問い合わせ先 / 区まちづくり推進担当 (☎592-3088)

第53回 区民活動きずなリレー

みんなで「第2期山科区基本計画」に取り組もう!
四ノ宮地域の魅力を琵琶で伝える
～弦楽ふるさと会～

山科区四ノ宮は、平安時代の初め、琵琶の名手であった人康親王が隠棲したと伝わる地。弦楽ふるさと会は、琵琶弾き語り紙芝居「四ノ宮物語」の上演など、地元ゆかりの琵琶を通じて、まちの歴史や魅力を伝える活動をしています。代表の小谷昌代さんは、生まれも育ちも山科。10年ほど前に、山科の古い写真を集めてまちの歴史を学んで伝える活動に参加したことがきっかけで、四ノ宮の琵琶について知ったそうです。

「山科各地には独自のすばらしい魅力がありますが、自分の生まれ育った所のすばとに、蟬丸伝説のもとになったり、伊勢物語に登場したりする、人康親王のゆかりの地があることにとっても驚きました。」
その後、琵琶にまつわる歴史や演奏法を学び、ついには小型の琵琶を四ノ宮琵琶と名付けて演奏活動も行おうようになりました。

「かつて琵琶法師たちは人康親王の命日に琵琶を弾いてその冥福を祈ったそう、それを現代に引き継いでいこうと、弦楽奉納演奏会をはじめました。」
琵琶をはじめ、二胡、箏、三味線、バイオリン、チェロ、ギターといった様々な弦楽奏者が集まり、人康親王ゆかりの四ノ宮で毎年奉納演奏を行っています。その協力がメンバーとなり、平成21年に弦楽ふるさと会



親王ゆかりの四ノ宮で毎年奉納演奏を行っています。その協力がメンバーとなり、平成21年に弦楽ふるさと会

●問い合わせ先 / 区総務・防災担当 (☎592-3066)